

2025年5月19日(月)ホームページ公開以降の更新履歴

更新日	更新した ファイル名	更新 ページ	項目	更新内容	
				更新前	更新後
6月4日	公募要領	P5	3 公募対象 (注釈)	※ 1 既存戸建住宅とは、交付申請日時点において、建築（検査済証の発出日）から1年以上が経過した住宅又は、建築後、現在又は過去に人が居住したことのある住宅のことをいう。	※ 1 既存戸建住宅とは、交付申請日時点において、建築（検査済証の発出日）から1年以上が経過した住宅又は、建築後、現在又は過去に人が居住したことのある住宅のことをいう。 ※ 2 個人事業主も含む。 ※ 3 個人事業主（又は社員）の居住する住宅も含む。
		P24	4.必要提出書類の一覧	① 誓約書 } ⑩ 法人登記事項証明書 建物登記事項証明書 ⑪ 見積書 }	① 誓約書 } ⑩ 建物登記事項証明書 ⑪ 法人登記事項証明書(法人の場合のみ) 行政機関が発行した事業に係る許認可証等 （個人事業開業届出済証明書等)(個人事業主の場合のみ) ⑫ 青色申告証明書類 ⑬ 住民票 ⑭ 見積書 }
				※ 1 建具・設備設置配置図を兼ねる。 ※ 2 国立研究開発法人 建築研究所のホームページに公開されている「エネルギー消費性能計算プログラム［住宅版］」を使用すること。	※ 1 税務代理権限証書の写し、又は税理士・会計士等による申告内容が事実と相違ないことの証明（任意書式）、又は税務署の受取り受領印が押印された確定申告書と所得税青色申告決算書の写しを提出すること。 ※ 2 建具・設備設置配置図を兼ねる。 ※ 3 国立研究開発法人 建築研究所のホームページに公開されている「エネルギー消費性能計算プログラム［住宅版］」を使用すること。
		P26	5.必要提出書類の詳細	—	⑪ 事業者確認 【法人の場合】 ・法人登記事項証明書の写しを提出すること。 【個人事業主の場合】 ・行政機関が発行した事業に係る許認可証等（個人事業開業届出済証明書等）を提出すること。 ⑫ 青色申告証明書類　※個人事業主のみ ・個人事業主は青色申告者であり、税務代理権限証書の写し、又は税理士・会計士等による申告内容が事実と相違ないことの証明（任意書式）、又は税務署の受取り受領印が押印された確定申告書と所得税青色申告決算書の写しを提出すること。 ⑬ 住民票　※個人事業主のみ ・改修する住宅に居住していないか確認をするため、個人事業主の場合は必ず提出すること。
6月17日	公募要領	P41	明細書【断熱材】（定型様式5） (入力例の吹き出し内の文章)	・メーカー名と製品名を入力してください。 ※「〃」等、省略せずに入力してください。 ・厚みを入力してください。 ・外皮面積は小数点第2位まで、3位切捨てで入力してください。 ・金額を入力してください。	・メーカー名と製品名を入力してください。 ※「〃」等、省略せずに入力してください。 ・厚みを入力してください。 ・外皮面積は小数点第2位まで、 3位は四捨五入して 入力してください。 ・金額を入力してください。
6月20日	公募要領	P5	3.交付要件	④ 中間報告までにBELSの取得をすること（（「 7 中間報告」参照）。 申請する住宅について、建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示（BELS等、第三者認証を受けているものに限る。以下「BELS」という。）にて、BEL≤0.7且つ断熱等級6以上であることを示す証書を取得すること。 なお、断熱等級6以上であることを示す証書は、SIIが指定する期日までに提出すること。	④ 中間報告までにBELSの取得をすること（（「 7 中間報告」参照）。 申請する住宅について、建築物省エネ法に基づく省エネルギー性能表示（BELS等、第三者認証を受けているものに限る。以下「BELS」という。）にて、BEL≤0.7且つ断熱等級6以上であることを示す証書を取得すること。 なお、断熱等級6以上であることを示す証書は、SIIが指定する期日までに提出すること。